

令和 8 年台風第 2 5 号への本市の対応について（第 1 報）

（令和 8 年 9 月 1 8 日 1 6 時 3 0 分現在）

台風第 2 5 号が関東地方に向け北上し、シルバーウィーク中に川崎市に最接近する見込みであることを受けて、次のとおり、「災害警戒本部」を設置し、会議を開催いたしましたのでお知らせいたします。

1 川崎市災害警戒本部の設置日時

令和 8 年 9 月 1 8 日（金） 1 6 時 3 0 分

2 災害警戒本部の設置場所

川崎市川崎区宮本町 1 番地

【問合せ先】

川崎市危機管理本部危機管理部 担当 皆川
電 話 044-200-2478（内線 22506）



台風第25号の接近に伴う災害警戒本部会議（第1回） 次 第

日時：令和8年9月18日（金）16：30～
会場：川崎市役所本庁舎6階 災害対策本部室

1 台風概況報告

・進路等の現状及び予想

2 今後の対応

3 情報共有・確認

4 市民への呼びかけ及び本部長指示について

5 その他

台風第 2 5 号の状況	

台風等概要（9月18日（金）11時現在）

- ① 台風第25号は**21日(月)日中**に神奈川県に最接近
- ② 今後25km/h程度で北東進する。
⇒令和元年東日本台風の平均速度：20km/h
⇒令和6年台風第10号の平均速度：14.3km/h
- ③ 中心気圧
今後 975hPa程度
⇒令和元年東日本台風の最低気圧：915hPa
(上陸直前は955hPa)
⇒令和6年台風第10号の最低気圧：935hPa
(鹿児島上陸時は955hPa)
- ④ 前線による雨(20日(日)未明～夜遅く)に続き台風本体の雨(21日(月)未明～昼前)が来る。
- ⑤ **20日(日)～21日(月)にかけての降雨・強風**に注意・警戒が必要
- ⑥ かなり悪い想定としては、台風が西よりを進み神奈川県や静岡県に上陸・北上すると、雨量が多くなり、台風本体の総雨量が多いところで300mmを超える可能性もある。
風・波は警報級となる。



神奈川県への影響

- ①台風6、7、8号と同程度の現象
- ②20日(日)～21日(月)に雷を伴う激しい雨
(ピークは6～12時間)
- ③同上期間に、海上は非常に強い風、うねりを伴いしける。
- ④雨：19日(土) 12時～20日(日) 12時
24時間雨量 東部80ミリ(多いところ)
20日(日) 12時～21日(月) 12時
24時間雨量 東部150ミリ(多いところ)
総雨量 東部200ミリ(多いところ)
- ⑤風：21日(月) 最大風速 陸上15メートル、
海上20メートル
- ⑥波：21日(月) 2.5メートル

[illegible]

市民への呼びかけ

台風第25号に関する川崎市長メッセージ

市民の皆様へ

全国的に大雨災害が続き、不安な日々をお過ごしかと存じます。

台風第25号が日本の南で発生し、今後、関東地方に向かって北上する予測であり、シルバーウィーク中の9月20日(日)から21日(月・祝)頃にかけて、川崎市に最接近する見込みで、強風や大雨による河川の増水、土砂災害、浸水などの発生が懸念されています。

本市では、本日9月18日(金)16時30分に「川崎市災害警戒本部」を設置し、今後、台風の進路など情報収集を進めまして、今後必要に応じて、皆様に呼びかけを行ってまいります。

市民の皆様におかれましては、今後の気象情報に留意していただくとともに、ハザードマップなどで自宅周辺の災害リスクを御確認いただくなど、事前の備えをお願いいたします。また、万一の避難行動にあたりましては、急な大雨で既に浸水している場合には、安全な部屋にとどまる、同じ建物の中で上層階に避難(垂直避難)するなどの屋内安全確保も検討してください。

先月の千葉豪雨では、多くの被災車両が発生しました。浸水が懸念されるときは、車での移動を控えてください。冠水した道路への進入は、命の危険がありますので、御自身の安全を最優先に行動願います。

本市からの情報は、シルバーウィーク中であっても、防災行政無線、市ホームページ、かわさき防災アプリ、川崎市危機管理本部X(旧 Twitter)などから積極的に発信してまいりますので、御確認ください。

令和8年9月18日

川崎市長 福田 紀彦

市警戒本部長指示

- 1 市民の安全確保を最優先とすること。
- 2 台風の接近に備え、台風の進路や予想される気象状況など、必要な情報収集を行うこと。
- 3 「レベル4大雨危険警報」や「レベル4土砂災害危険警報」等の防災気象情報の発表が見込まれる場合には、高齢者等や自宅で過ごすことが不安な方などが速やかに避難できるよう、各区役所において選定する避難所を早期に開設すること。
- 4 避難所を開設する場合には、風水害に対応した階に開設し、開設状況は総合防災情報システムに入力すること。避難者が必要とした場合、備蓄物資を提供すること。
- 5 災害時の情報発信は、市民に理解しやすく、行動につなげていただくことが重要であることを踏まえ、避難情報の適切な発信とともに、安全な部屋にとどまる、同じ建物の中で上層階に避難（垂直避難）するなどの屋内安全確保についても伝達するほか、車両移動のリスクなど、正確、迅速、積極的な広報を徹底すること。
- 6 活動に当たって緊急的な判断を要するものは、各部で判断し迅速な対応を優先すること。また、活動記録は必ずとること。
- 7 各局区の情報の共有に留意し、総合防災情報システムを活用すること。入力に当たっては、災害に従事する職員全員が、総合防災情報システムでの情報共有の重要性を認識し、入力漏れがないよう注意すること。特に、被害が確認された事象については、確実に入力すること。
- 8 職員の安全確保に注意すること。